

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別な料金として医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調整する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

厚労省HP（後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について）より抜粋